

「FMC (Fixed-Mobile Convergence) サービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」

答申 (案)

諮問第 1158 号

「FMC (Fixed-Mobile Convergence) サービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」

平成 19 年 3 月 ※※ 日

情報通信審議会

目 次

第1章 今回の検討の背景・経緯	1
(1) FMCサービスについて	1
(2) 諸外国の状況	2
(3) 「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会」 における検討	4
第2章 今回検討の対象とするFMCサービスについて	5
第3章 FMCサービスに利用可能とする番号及びその範囲	7
(1) 基本的な考え方	7
(2) 利用可能とする番号及びその範囲について	7
①新規番号について	
②既存番号について	
③「事業者の公平性」、「利用者（FMCサービス加入者）の利便性」 の観点	
(3) 小括	14
第4章 FMCサービスの提供に必要なとなる条件	15
(1) FMCサービス提供事業者が自ら持つべき機能・設備	15
①新規番号060番号を利用する場合	
②既存番号070、080／090番号を利用する場合	
③既存番号050番号を利用する場合	
(2) FMCサービスに求められる品質	16
第5章 まとめ	17

第1章 今回の検討の背景・経緯

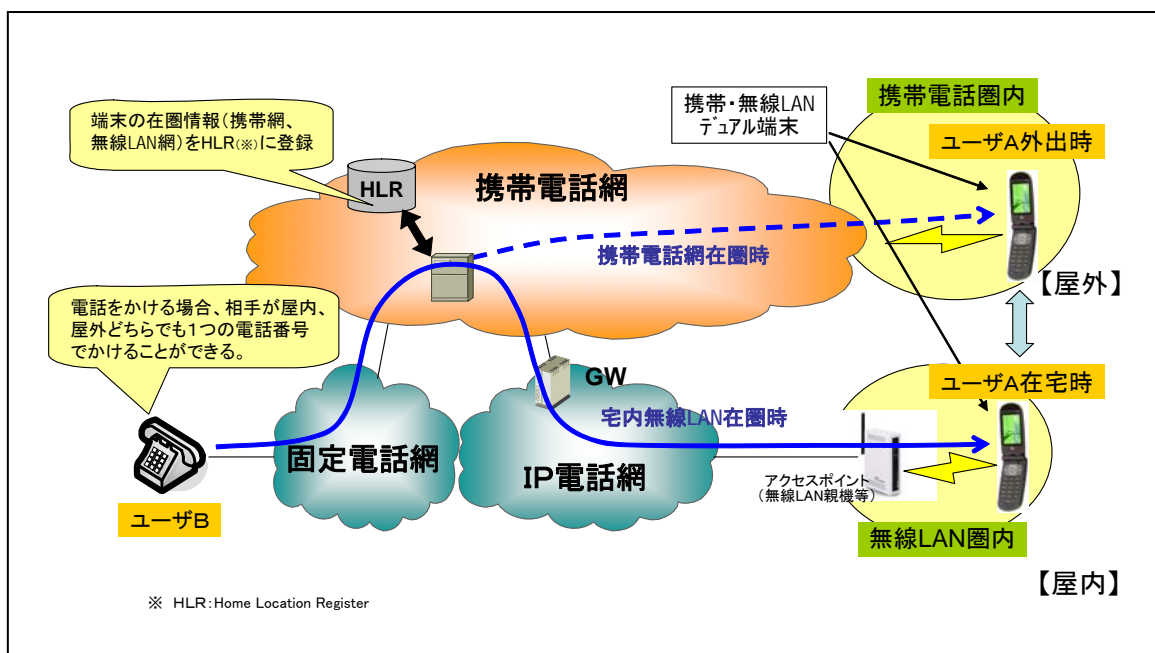
(1) FMCサービスについて

ネットワークのIP化の進展に伴い、VoIP (Voice over IP) サービスなど様々な新サービスが出現している中、近年、FMC (Fixed-Mobile Convergence) サービスに対する関心も世界的に高まっている。我が国においても、固定電話事業者及び携帯電話事業者を含め、多様な事業主体がFMCサービスの提供に向けた検討を開始しており、利用者利便の向上の観点からも、これまでにない多彩なサービス展開が期待できるものとして、近い将来、実現が見込まれている。

FMCサービスの例としては、携帯電話サービスと固定電話サービスを1つの携帯電話番号で提供するサービスが挙げられる。(図1参照)

このようなFMCサービスは既存のサービス区分を越えて提供される可能性があるため、例えば、携帯電話(080/090)、PHS(070)、IP電話(050)等のように、基本的にサービスごとに番号が定められている現在の番号体系との整理が必要となる。

図1：FMCサービスの典型例



(2) 諸外国の状況

① 英国の動向

英国では固定電話事業者ブリティッシュ・テレコム（以下「BT」という。）が、MVNO（Mobile Virtual Network Operator）により携帯電話事業者ボーダフォンのネットワークを活用し、2005年6月から個人向けにFMCサービス「BT Fusion」を開始している（図2参照）。2006年3月現在で加入者数は約2万4千人と発表されている。

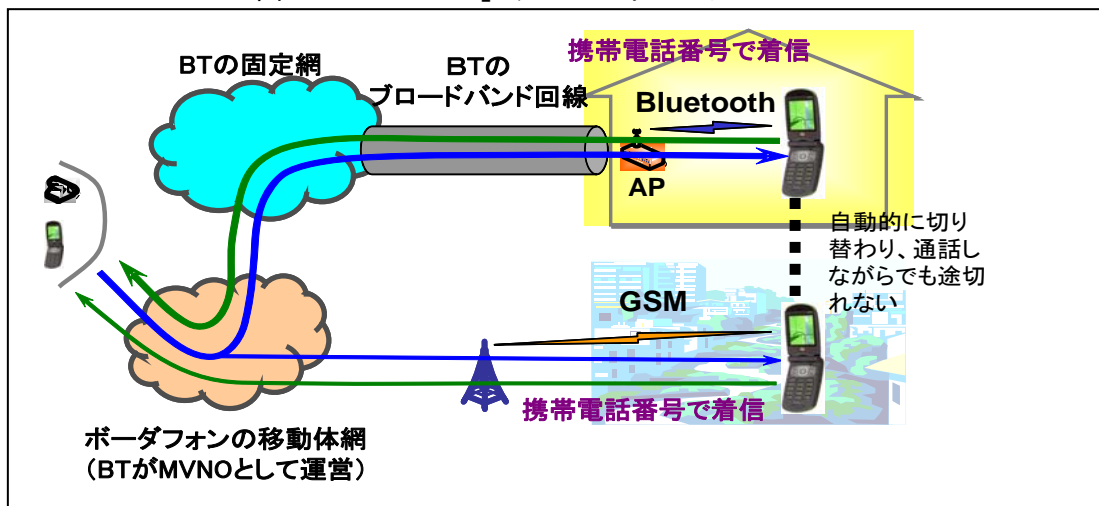
「BT Fusion」の専用端末は2種類で、Bluetoothを搭載しており、「BT Hub」と呼ばれる専用アクセスポイントを宅内に設置することで、屋内では、BTのブロードバンド回線を経由して固定電話としての利用が可能であり、屋外では、通常の携帯電話としての利用が可能である。なお、携帯電話と固定電話の切替えは自動的に行われる。

このサービスでは、着信については、常に携帯電話の料金が課金される。発信については、屋内から英国内の固定電話へ発信する場合、既存のBTの固定電話料金が課金され、屋内から英国内の固定電話以外（携帯電話など）へ発信する場合及び屋外から発信する場合には、携帯電話の料金が課金される。

なお、利用者は、「BT Fusion」を利用するために、BTの加入者回線契約、ブロードバンドサービス契約及び「BT Fusion」契約に加入する必要がある。

BTは、2006年12月に、中小企業向けサービスとして、無線LANでFMCサービスを利用できる「BT Fusion Wi-Fi」の提供を開始しており、2007年早期には、大企業向けにもサービスを開始する予定である。

図2：「BT Fusion」サービスイメージ



② 仏国の動向

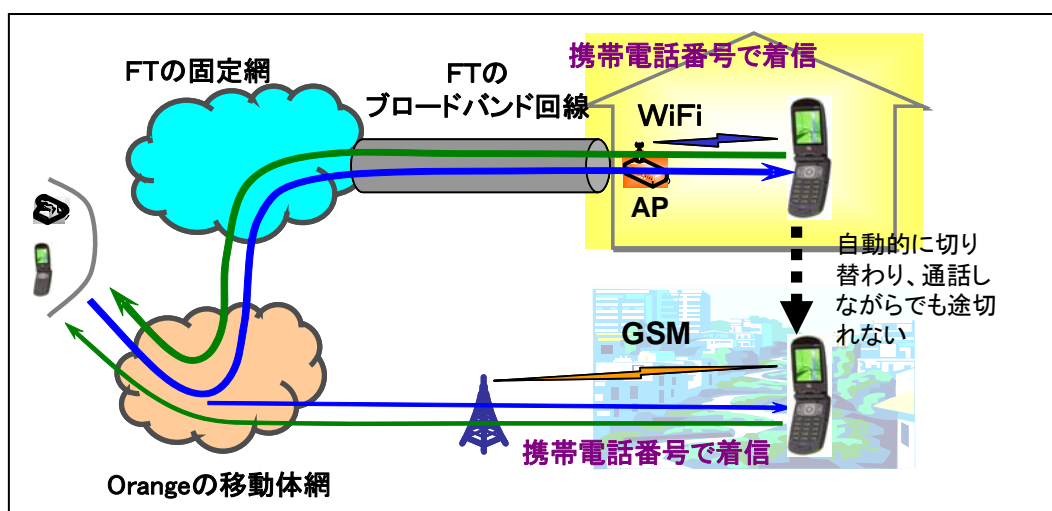
仏国では固定電話事業者フランス・テレコム（以下「FT」という。）の携帯電話子会社オレンジが、FTのネットワークを活用し、2006年10月からFMCサービス「Unik」を開始している（図3参照）。また、オレンジは、オランダで10月から、英国で11月から同様のサービスを開始しており、スペイン、ポーランドにおいても順次サービスを提供する予定である（2006年12月現在）。

「Unik」は、1つの端末で1つの携帯電話番号により、屋外では通常の携帯電話として利用し、屋内では、FTのブロードバンド回線を経由して固定電話として利用できるサービスである。

「Unik」の専用端末は3種類で、無線LAN機能を搭載しており、屋内では「Livebox」と呼ばれる専用アクセスポイントを設置することで、Wi-Fiによりブロードバンド回線経由で通信することができる。屋内から発信し、屋外に移動した場合は、通話を中断することなく自動的に携帯電話回線に切り替わる。また、端末には、現在どの網を使用中かが表示される仕組みになっている。

仏国内では、ブロードバンド回線経由の場合に、国内の固定電話あての通話料金が定額制となるものと、国内の固定電話及びオレンジの携帯電話あての通話料金が定額制となる2つの料金プランがある。

図3：「Unik」サービスイメージ



(3) 「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会」における検討

FMCサービスに係る電気通信番号については、総務省総合通信基盤局長の主催する「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会」（以下「番号研究会」という。）において検討が行われてきたところである。

番号研究会では、検討の対象とするサービスは、1ナンバー（1番号）かつ1コール（1通話）で提供されるサービスであり、網形態、通話料金、通話品質等は番号からは識別できないサービスとすることが適当とされた。ただし、最低限の通話品質の確保は必要とされた。

また、従来より、電気通信番号については、利用者から見た場合に、サービスの識別、地理的識別、料金の識別、通話品質の識別、社会的信頼性の識別という役割を持っているとされている。

このため、このような番号の役割及び事業者の公平性の観点から検討された結果、番号研究会では、FMCサービスに利用可能な番号については、新規番号としては060番号が利用可能であり、既存番号としては、利用者に大きな影響を生じない一定の範囲で、携帯電話番号（080/090）、PHS番号（070）及びIP電話番号（050）をそれぞれ利用可能とすることが適当であるとの一定の方向性が取りまとめられた。

本電気通信番号委員会は、番号研究会の取りまとめを踏まえ、今後のFMCサービスの早期実現に向け、本委員会の検討の対象とするFMCサービス、FMCサービスに利用可能とする番号及びその範囲、FMCサービスの提供に必要なとなる条件等の電気通信番号に係る制度の在り方について、具体的な検討を行ったものである。（次章以降、検討結果を取りまとめた。）

第2章 今回検討の対象とするFMCサービスについて

- 1 第1章でも述べたように、FMCサービスは、英国や仏国で既に1ナンバーでのサービス提供が始まっているほか、国内でも多様な事業主体がサービス提供に向けた検討を開始している。
- 2 FMCサービスは、固定網や移動網などの「ネットワークの融合」による新たなサービスと位置付けられ、様々なシステム形態やサービス形態が想定される。このような新たなFMCサービスの普及を促進し、利用者に多様なサービスを提供可能とするためには、事業者幅広くサービス提供の機会を与え、事業者間の競争促進を図ることが重要である。
- 3 そこで、多様なサービスの実現を可能とし、事業者の参入機会を広げ、事業者間の競争を促進する観点から、利用者に大きな影響を与えない限りにおいて、今回検討の対象とするFMCサービスについて、制約は必要最低限のものとするのが適当であると考えられる。
- 4 まず、FMCサービスは、あくまで「Convergence」であり、既存番号の指定を受けている複数網の組合せを対象とするのが適当である。
また、既に国内でも一部の事業者で提供されている携帯電話番号とIP電話番号を利用した「2ナンバー」のサービスや「2コール」の着信転送サービスは、現行の番号体系でサービス提供可能であり、今回の対象には含まないこととするのが適当である。
その他の点については、上記のように「制約は必要最低限のものとする」という観点から、原則として網形態、通話料金、通話品質などについて特段の制限を設けることはせず、様々な形態での参入を可能とするのが適当である。なお、今回検討の対象とするFMCサービスは、複数網の組合せにより提供されるものであるが、通話品質については、電話としての最低限の通話品質を確保している必要があると考えられる。
- 5 以上により、今回の検討の対象とするFMCサービスとしては、「網形態、通話料金、通話品質などを問わず、既存番号の指定を受けている移動網や固定網を複数組み合わせ、1ナンバーでかつ1コールで提供されるサービス（ただし、電話として最低限の通話品質を確保していることが必要）」とすることが適当である。

6 対象とするFMCサービスの具体的な例としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 固定網や移動網など異なる網を利用しても1つの番号で着信できることが前提。
- ・ あらゆる移動網、固定網との組合せを対象とし、固定網と移動網の連携のみという制限を加えることなく、固定網同士の連携や移動網同士の連携などの形態での提供もあり得る。
- ・ 組み合わせる網には、番号の指定を受けているが、ユーザからの利用申込みがないため、まだユーザに番号が割り当てられていないブロードバンド回線等（以下「FMC用回線」という。）により構成される網を含む。
- ・ 課金形態は、発信者（FMCサービス加入者に電話をかける利用者）のみが負担する、あるいは着信転送と同様に発信者とFMCサービス加入者それぞれで負担する等の制限を加えることなく、どの様な形もあり得る。
- ・ 課金形態は、着信網によって変更するなど、サービス提供事業者により幅広く選択を可能とする。（着信網によって異なる料金を課金する場合、着信網によらず一律の料金を課金する場合など。）
- ・ 発着信一体のサービスや着信のみのサービスがあり得る。
- ・ FMCサービス加入者が発信する場合の発番号表示は、発信の際に使用する回線に付与された番号をそのまま表示する場合やFMCサービスを提供している番号を表示する場合があります。
- ・ 1つの端末（1フォン）で提供する形態と、固定網では固定電話端末を使用することも可能とするなど、固定網と携帯網で異なる端末とする形態のいずれもあり得る。
- ・ 着信先の切替えについても、FMCサービス加入者が何らかの操作を行う形態と、自動で切り替わる（シームレス連携）形態のいずれもあり得る。

第3章 FMCサービスに利用可能とする番号及びその範囲

(1) 基本的な考え方

前述のように、今回対象とするFMCサービスは固定網や移動網などの「ネットワークの融合」による新たなサービスであり、FMCサービスの普及を促進し、利用者に多様なサービスを提供可能とするという観点からは、広く新規参入の機会を与えるとともに、既存の事業者間の競争を促進することが重要である。このため、FMCサービスに利用可能とする番号については、できる限り広い可能性を検討するため、新規番号、既存番号も含めた範囲で、検討を行うことが適当である。

他方、検討に当たり、特に既存番号をFMCサービスに利用する場合、発信者（FMCサービス加入者に電話をかける利用者）は相手方がFMCサービス加入者であるかどうか、番号のみからでは判断がつかないため、発信者への影響を十分勘案する必要があると考えられる。

このような考え方を踏まえ、この章においては、発信者への影響を勘案しつつ、サービス形態の識別、料金識別、品質識別等の番号の役割の観点、事業者の公平性の観点及び利用者（FMCサービス加入者）の利便性の観点から、新規番号、既存番号も含め、どの番号をFMCサービスに利用可能とすべきか及びFMCサービスに利用可能とする場合どの範囲まで利用を認めるべきかについて検討する。

(2) 利用可能とする番号及びその範囲について

① 新規番号について

FMCサービスは、既存のサービスとは異なる新たなサービスであるため、新規番号を利用する場合には、サービス形態の識別、料金識別、品質識別等の観点から問題は生じない。従って、今回検討の対象とするFMCサービスに新規番号を利用可能とすることは、適当と考えられる。

また、FMCサービスは、地理的識別等がないサービスであるとともに、既に060番号が割り当てられているUPT（Universal Personal Telecommunication：個人通信）サービス（※）との類似性を勘案すると、新規番号としては060番号を利用することが適当である。

以上により、サービス形態の識別、料金識別、品質識別等の番号の役割の観点からは、今回検討の対象とするFMCサービスに新規番号として060番号を新たに指定することが適当と考えられる。

なお、番号の指定にあたっては、広く事業者にサービス提供の機会を与えるという観点から、番号の効率的な利用に配慮することが望ましい。

(※) UPTサービス：ユーザが自ら選んだサービスに加入し、任意の固定・移動端末上から意識することなく多様なネットワークを介して個々のUPT番号で発着信を行うもので、地理的制約はなくネットワーク能力及び電気通信事業者によって課された制限にのみ制約を受けるサービス。(国際電気通信連合条約に基づく勧告)

② 既存番号について

ア 070、080/090 番号について

- 次に、PHS・携帯電話網を通じたPHS・携帯電話サービスを基本とし、付加的に固定電話網を通じて発着信させるようなFMCサービスに、既存番号である070、080/090番号を利用可能とすることが適当か検討する。
- 既存番号である070、080/090番号をFMCサービスに利用可能とする場合、既に当該番号によりPHS・携帯電話サービスが提供されているため、サービス形態の識別、品質識別、料金識別等の番号の役割の観点から、特に発信者に対して大きな影響がないか検討する必要がある。
- 事業者ヒアリングを踏まえると、070、080/090番号によるFMCサービスは、①050番号回線との組合せ、②0AB～J番号回線との組合せ、③FMC用回線との組み合わせの3種類が想定される。
- 既存番号である070、080/090番号によるFMCサービスについて、PHS・携帯電話網を通じたPHS・携帯電話サービスを基本とし、宅内にいる時などに、付加的に固定IP網等を通じて発着信させる場合には、現在でも、宅内がPHS網・携帯電話網の圏内であれば、PHS網・携帯電話網を通じて宅内で発着信することは可能であるため、発信者に大きな影響を与えるものではないと考えられ、サービス形態の識別の観点からは、問題ないのではないかと考えられる。
- また、品質識別の観点からは、070、080/090番号によるPHS・携帯電話サービスの場合は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第36条の3により、その通話品質について事業者が自主基準を定める

こととされている。他方、0AB～J 番号によるアナログ固定電話サービス及び IP 電話サービスの場合は、事業用電気通信設備規則第 34 条、第 35 条、第 35 条の 6 等により、一定の通話品質等を確保することが基準として定められている。さらに、050 番号による IP 電話サービスの場合は、事業用電気通信設備規則第 36 条の 5 等により、「電話としての最低限の通話品質」としての一定の総合品質を確保することが基準として定められている。以上のように、規定上の基準は異なっているが、いずれの場合においても「電話としての最低限の通話品質」が確保されるべきものである。

また、実サービスの提供上も、「電話としての最低限の通話品質」以上のサービスを提供しているため、品質上、発信者に大きな影響を与えるとまでは言えないのではないかと考えられる。

よって、050 番号回線、0AB～J 番号回線又は FMC 用回線と組み合わせて、070、080/090 番号により FMC サービスを提供することは、品質識別の観点からは、発信者に大きな影響を与えるとまでは言えないのではないかと考えられる。

6 さらに、料金識別の観点からは、通常、番号から想定される料金よりも低廉な課金となる場合には、高額となる場合に比べて発信者へ与える影響は少ないと考えられる。現時点では、070、080/090 番号による既存の PHS・携帯電話サービスは比較的高額な料金と認識されており、より低廉なアナログ固定電話網や固定 IP 網などに着信した場合には、通常想定される PHS・携帯電話サービスの料金より低廉な料金となることが想定されるため、発信者に大きな影響を与えるものではないと考えられ、料金識別の観点からは問題はないのではないかと考えられる。

7 以上により、サービス形態の識別、品質識別、料金識別の番号の役割の観点からは、上記 3 種類の回線との組み合わせによる FMC サービスに、070、080/090 番号を利用可能とすることは、適当と考えられる。

8 なお、FMC サービス加入者へ電話をかける際の通話料金については、事業者において、発信者の利益の確保にも十分留意することが望ましい。

このため、既存番号 070、080/090 番号による FMC サービスで、050 番号回線などの低廉な回線に着信する場合には、そのコストメリットを、適切に発信者に還元できるよう、事業者においては、着信先に応じた安価な料金を課すこともできるような着信網別柔軟課金の仕組みの構築等を行うことが望ましい。

イ 050 番号について

- 1 050 番号回線を通じた 050 番号 IP 電話サービスを基本として、付加的に 070、080/090 番号回線を通じて発信させるような FMC サービスに、既存番号である 050 番号を利用可能とすることが適当か検討する。

- 2 既存番号である 050 番号を FMC サービスに利用可能とする場合、既に当該番号により IP 電話サービスが提供されているため、サービス形態の識別、品質識別、料金識別の番号の役割の観点から、発信者へ大きな影響がないか検討を行う必要がある。

- 3 事業者ヒアリングを踏まえると、050 番号による FMC サービスは、070、080/090 番号回線との組合せが想定される。
なお、有線・無線の IP 電話サービスとして 050 番号により FMC サービスを提供することは現在でも可能である。

- 4 050 番号は、家庭ではアナログ固定電話の代わりとして利用されていることも多く、現在は発信者に固定の IP 電話の番号という認識があるとも考えられる。
他方、元来 050 番号はロケーションフリーの電話番号として有線・無線を問わず使用可能な番号であり、現在でも企業では端末ごとに番号が割り振られて、内線電話として企業内で自由に持ち歩いて利用されている場合もある。
このように、現在の 050 番号 IP 電話サービスは PHS・携帯電話サービスほどの移動性を有するサービスとしては提供されていないが、050 番号回線を通じた 050 番号 IP 電話サービスを基本として、付加的に 070、080/090 番号回線と組み合わせて 050 番号による FMC サービスを提供する場合には、サービス形態の識別の観点からは、発信者に大きな影響を与えるとまでは言えないのではないかと考えられる。
なお、家庭でも企業においても外出時に 050 番号にかかってきた電話を外で着信したいというニーズを有する 050 番号 IP 電話加入者も想定されることから、そのようなニーズにも合致するものである。

- 5 また、品質識別の観点からは、050 番号による IP 電話サービスの場合は、事業用電気通信設備規則第 36 条の 5 等により、「電話としての最低限の通話品質」としての一定の総合品質の確保を要件としているのに対して、070、080/090 番号による PHS・携帯電話サービスの場合は、事業用電気通信設

備規則第 36 条の 3 により、その通話品質について事業者が自主基準を定めることとされている。規定上の基準は異なっているが、いずれの場合においても「電話としての最低限の通話品質」が確保されるべきものである。

また、実サービスの提供上も、「電話としての最低限の通話品質」以上のサービスを提供しているため、品質上、発信者に大きな影響を与えるとまでは言えないのではないかと考えられる。

よって、品質識別の観点からは、070、080/090 番号回線と組み合わせて 050 番号により FMC サービスを提供することは、発信者に大きな影響を与えるとまでは言えないのではないかと考えられる。

- 6 料金識別の観点からは、通常、番号から想定される料金よりも高額な課金となる場合には、発信者に与える影響が大きいと考えられる。070、080/090 番号回線との組合せについて、現時点では、050 番号から想定される料金よりも高額な料金となる場合が想定され、事前の予告なく高額な料金が請求される場合には、発信者保護の観点から問題があるのではないかと考えられる。

一方、発信者が本サービスについて正しく理解した上で利用できるように、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続され、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できれば、問題ないのではないかと考えられる。

よって、070、080/090 番号回線と組み合わせて 050 番号による FMC サービスを提供するにあたり、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続され、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置が取られる場合には、料金識別の観点からは、発信者に大きな影響を与えるとまでは言えないのではないかと考えられる。

なお、現時点において 050 番号 IP 電話サービスは PHS・携帯電話サービスほどの移動性を有するサービスとして提供されていないことを踏まえれば、この措置はサービス形態の識別の観点からも適当なものであると考えられる。

- 7 従って、サービス形態の識別、品質識別、料金識別の番号の役割の観点からは、現時点では、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置が取られる場合には、070、080/090 番号回線と組み合わせた FMC サービスに 050 番号を利用可能とすることは適当であると考えられる。

- 8 このため、070、080/090 番号回線と組み合わせた 050 番号による FMC サービスを提供する場合、現時点では、事業者において、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置を取ることが求められる。
- また、この点については、事業者団体や行政において、事業者により適切な対応が取られるよう担保するための措置が講じられることが適当である。
- 9 さらに、050 番号による FMC サービスで PHS・携帯電話回線に接続した場合に、実際にどういった通話料金が課金されるかについては、事業者により、FMC サービス加入者に対してだけでなく、発信者に対しても、具体的な通話料金が把握できるよう、実際にサービス提供が開始される前の適切な時期に十分周知が行われることが望ましい。

ウ その他の番号について

- 1 その他の番号としては、0AB～J 番号が考えられるが、番号規則上も、0AB～J 番号は、その番号から電話の相手先の地域が分かるという地理的識別を行えるよう定められている番号であり、番号から電話の相手先の地域が分かることが必要である。また、実際の利用においても、0AB～J 番号は長く固定電話番号として利用され、発信者側から見たときにも、移動性がなく地理的識別が可能な番号と認識されている。したがって、0AB～J 番号に発信したにもかかわらず固定電話以外に着信することについては、発信者に与える影響が大きいと考えられる。
- 2 また、0AB～J 番号は、その利用されている長い歴史から、「今、そこにかかっている／そこにかけている」ことが確認できる社会的信頼性を有することから、現時点では、発信者に与える影響が大きいと考えられる。
- 3 以上により、0AB～J 番号については、地理的識別等の番号の役割の観点から、現時点では発信者に与える影響が大きく、FMC サービスに利用することは適当でないと考えられる。
- 4 なお、今後、利用者の 0AB～J 番号に対する意識の変化、PSTN 網から IP 網への転換の状況等を踏まえ、必要に応じ、検討していくことが考えられる。

③「事業者の公平性」、「利用者（FMCサービス加入者）の利便性」の観点

- 1 「事業者の公平性」の観点からは、既存番号の指定を受けている事業者に限らず、広くFMCサービスを提供できる機会を与えることが望ましいことから、060の新規番号をFMCサービスに利用可能とすることは適当である。
- 2 一方、既存番号をFMCサービスに利用可能とする場合には、既存番号の指定を受けている事業者及び当該事業者から番号を卸しを受けている事業者は、従来からサービス提供している利用者に対し、同一番号でFMCサービスを提供可能となる一方で、これらの事業者以外は、新たな番号の指定を受ける必要があるため、既存番号の指定を受けている事業者等に有利に働くことになる。
- 3 このため、「事業者の公平性」の観点からは、新規番号060番号のみを利用可能とすることも考えられる。
- 4 しかしながら、既存番号については、既存の利用者が多数存在するため、「利用者（FMCサービス加入者）の利便性」の観点からは、既存番号を継続利用できることが望ましく、新規番号だけでなく既存番号も利用可能とすることが望ましいと考えられる。
- 5 さらに、長期的な視点からFMCサービスの普及を促進し、利用者に多様なサービスを提供可能とするためには、広く新規参入の機会を与えらるとともに、既存の事業者間の競争を促進することが重要であり、新規番号だけでなく、できる限り広く既存番号も認める方向性にすべきであると考えられる。
- 6 ただし、0AB～J番号については、地理的識別など長年にわたり培われた一定の認識があるため、現時点で認めることは不適當である。
- 7 したがって、「事業者の公平性」及び「利用者（FMCサービス加入者）の利便性」の観点からは、新規番号060番号と既存番号050、070、080/090番号をFMCサービスに利用可能とすることが適当であると考えられる。

(3) 小括

1 以上の検討を踏まえると、まず、今回検討の対象とするFMCサービスについて、新規番号としては060番号を利用可能とすることが適当である。

2 また、既存番号については、PHS・携帯電話網を通じたPHS・携帯電話サービスを基本としつつ、付加的に050番号回線、0AB～J番号回線又はFMC用回線を通じて発着信できるようなFMCサービスには、070、080/090番号を利用可能とすることが適当である。

なお、既存番号070、080/090番号によるFMCサービスで、050番号回線などの低廉な回線に着信する場合には、そのコストメリットを、適切に発信者に還元できるように、事業者においては、着信先に応じた安価な料金を課すこともできるような着信網別柔軟課金の仕組みの構築等を行うことが望ましい。

3 さらに、050番号回線を通じた050番号IP電話サービスを基本としつつ、付加的に070、080/090番号回線を通じて発着信できるようなFMCサービスには、050番号を利用可能とすることが適当である。

ただし、既存番号である050番号によるFMCサービスを提供する際は、現時点では、事業者において、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置が取られることが必要である。

なお、この点については、事業者団体や行政において、事業者により適切な対応が取られるよう担保するための措置が講じられることが適当である。

また、050番号によるFMCサービスでPHS・携帯電話回線に接続した場合に、実際にどういった通話料金が課金されるかについては、事業者により、FMCサービス加入者に対してだけでなく、発信者に対しても、具体的な通話料金が把握できるように、実際にサービス提供が開始される前の適切な時期に十分周知が行われることが望ましい。

4 なお、特に既存番号をFMCサービスに利用する場合には、発信者は相手方がFMCサービス加入者であるかどうか、番号のみからでは判断がつかないため、発信者への影響に十分留意してサービスが提供されることが望ましい。

第4章 FMCサービスの提供に必要な条件

(1) FMCサービス提供事業者が自ら持つべき機能・設備

①新規番号060番号を利用する場合

1 前述のとおり、今回対象とするFMCサービスは、「網形態、通話料金、通話品質などを問わず、既存番号の指定を受けている移動網や固定網を複数組み合わせ、1ナンバーでかつ1コールで提供されるサービス」であり、あくまで既存番号の指定を受けている移動網や固定網の組合せとなる。

したがって、呼の接続については、必ずしもFMCサービス提供事業者が自ら行う必要はなく、既存番号の指定を受けている事業者が行うことも考えられる。

他方、FMCサービスは、複数の網を組み合わせたサービスであり、随時、接続先を変更して接続できることが必要である。

このため、新規番号060番号を利用するにあたって、FMCサービス提供事業者は、自動又は手動（FMCサービス加入者が何らかの操作を行う等）により接続先を把握し、呼を振り分けるといったサービス制御を行う機能を有する設備を自ら設置することを条件とすることが適当である。

2 また、新規番号である060番号についても、電気通信番号の公平かつ効率的な利用という観点から、広く多くの人々に用いられるべきであり、少なくとも第一種指定電気通信設備を使用して提供される加入電話からFMCサービス加入者に発信できることを条件とすることが適当である。

②既存番号070、080/090番号を利用する場合

既存番号である070、080/090番号を利用するFMCサービスには、050番号又は0AB～J番号の指定を受けた網との組合せが考えられるが、いずれの網についても、既に番号の指定を受けているため、必ずしも組み合わせた網側の呼の接続をFMCサービス提供事業者が自ら行う必要はなく、既存番号の指定を受けている事業者が行うことも考えられる。

他方、FMCサービスは、複数の網を組み合わせたサービスであり、随時、接続先を変更して接続できることが必要である。

このため、既存番号070、080/090番号を利用するにあたって、FMCサービス提供事業者は、自動又は手動により接続先を把握し、呼を振り分けると

いったサービス制御を行う機能を有する設備を自ら設置することを条件とすることが適当である。

③既存番号 050 番号を利用する場合

- 1 既存番号である 050 番号を利用する FMC サービスは、070、080/090 番号の指定を受けた網との組合せが考えられるが、組み合わせる網についても既に番号の指定を受けているため、必ずしも組み合わせた網側の呼の接続を FMC サービス提供事業者が自ら行う必要はなく、既存番号 070、080/090 番号の指定を受けている事業者が行うことも考えられる。

他方、FMC サービスは、複数の網を組み合わせたサービスであり、随時、接続先を変更して接続できることが必要である。

このため、既存番号である 050 番号を利用するにあたって、FMC サービス提供事業者は、自動又は手動により接続先を把握し、呼を振り分けるといったサービス制御を行う機能を有する設備を自ら設置することを条件とすることが適当である。

- 2 また、既存番号である 050 番号による FMC サービスを提供する際は、現時点では、FMC サービス提供事業者において、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置を講じることを条件とすることが適当である。

(2) FMC サービスに求められる品質

FMC サービスは、複数網の組合せにより提供されるものであり、発着信時に利用されている網によって品質が異なることとなるが、組み合わせる網について、少なくとも「電話として最低限の通話品質」を確保していることが必要である。

このため、新規番号である 060 番号、既存番号である 050 番号、070、080/090 番号のいずれの場合においても、組み合わせる網の品質について、少なくとも「電話として最低限の通話品質」を確保していることが確認できることを条件とすることが適当である。

第5章 まとめ

1 今回対象とするFMCサービスは、「網形態、通話料金、通話品質などを問わず、既存番号の指定を受けている移動網や固定網を複数組み合わせ、1ナンバーでかつ1コールで提供されるサービス（ただし、品質については、電話として最低限の通話品質は確保していることが必要）。」とすることが適当である。

2 今回検討の対象とするFMCサービスについて、新規番号としては060番号を利用可能とすることが適当である。

3 また、既存番号については、PHS・携帯電話網を通じたPHS・携帯電話サービスを基本としつつ、付加的に050番号回線、0AB～J番号回線又はFMC用回線を通じて発着信できるようなFMCサービスには、070、080/090番号を利用可能とすることが適当である。

なお、既存番号070、080/090番号によるFMCサービスで、050番号回線などの低廉な回線に着信する場合には、そのコストメリットを、適切に発信者に還元できるよう、事業者においては、着信先に応じた安価な料金を課すこともできるような着信網別柔軟課金の仕組みの構築等を行うことが望ましい。

4 さらに、050番号回線を通じた050番号IP電話サービスを基本としつつ、付加的に070、080/090番号回線を通じて発着信できるようなFMCサービスには、050番号を利用可能とすることが適当である。

ただし、既存番号である050番号によるFMCサービスを提供する際は、現時点では、事業者において、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置が取られることが必要である。

この点については、事業者団体や行政において、事業者により適切な対応が取られるよう担保するための措置が講じられることが適当である。

また、050番号によるFMCサービスでPHS・携帯電話回線に接続した場合に、実際にどういった通話料金が課金されるかについては、事業者により、FMCサービス加入者に対してだけでなく、発信者に対しても、具体的な通話料金が把握できるよう、実際にサービス提供が開始される前の適切な時期に十分周知が行われることが望ましい。

- 5 新規番号である 060 番号による FMC サービスを提供するにあたって、FMC サービス提供事業者に対し、自動又は手動により接続先を把握し、呼を振り分けるといったサービス制御を行う機能を有する設備を自ら設置すること及び少なくとも第一種指定電気通信設備を使用して提供される加入電話から FMC サービス加入者に発信できることを条件とすることが適当である。
- 6 既存番号である 070、080/090 番号による FMC サービスを提供するにあたって、FMC サービス提供事業者に対し、自動又は手動により接続先を把握し、呼を振り分けるといったサービス制御を行う機能を有する設備を自ら設置することを条件とすることが適当である。
- 7 既存番号である 050 番号による FMC サービスを提供するにあたって、FMC サービス提供事業者に対し、自動又は手動により接続先を把握し、呼を振り分けるといったサービス制御を行う機能を有する設備を自ら設置すること及び現時点では、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置を講じることを条件とすることが適当である。
- 8 新規番号である 060 番号、既存番号である 050 番号、070、080/090 番号による FMC サービスの品質については、発着信時に利用されている網によって異なるが、組み合わせる網の品質について、少なくとも「電話としての最低限の通話品質」を確保していることが確認できることを条件とすることが適当である。
- 9 なお、特に既存番号を FMC サービスに利用する場合には、発信者は相手方が FMC サービス加入者であるかどうか、番号のみからでは判断がつかないため、発信者への影響に十分留意してサービスが提供されることが望ましい。